



Nippon Cargo Airlines

お客様各位

2017年11月22日
日本貨物航空株式会社

見本採取(モニタリング検査)実施後の関係書類提出のお願いについて

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて標題の件、関税法基本通達 32-2 に基づき、関連書類の保管が必要となりました。つきましてはお客様にはお手数をお掛け致しますが、下記の通りご協力を賜りたく、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 依頼内容

弊社蔵置場にて見本採取（モニタリング検査）を実施されたお客様につきましては、2週間以内を目安として、下記書類をFAXにて、弊社までご送付下さい。

2. 必要書類

- ① 「見本採取票」の写し
- ② 「収去証」の写し（厚生労働省未発行の場合等は除く）

3. 開始日：2017年12月1日到着分より

4. 送付先

日本貨物航空株式会社
FAX# 0476-29-5681/TEL# 0476-29-5680

5. 添付書類

以上